



ワンストップサービス(One Stop Service)

外国人のワークパーミットと滞在ビザの申請・認可業務を一本化、簡便に処理するため、それらを管轄する労働省、移民部、B.O.I.の出先機関の窓口を1カ所にまとめ、"ワンストップサービス"と称して一部外国人への優遇サービスを行っています。

このサービス機関では、必要書類が完備していれば半日から1日でワークパーミット、滞在ビザ、リエントリーパーミットの新規発給・更新・延長の各手続きを処理できます。また15日以内の就労届や90日毎の居住地報告も受け付けています。但し、滞在ビザの延長手続きはワークパーミット発給後に個人所得税の申告・納付を終えた後の申請となります。

但しそのサービスの対象企業と範囲は現在以下に限られます。

1. B.O.I.、工業団地（IEAT）、エネルギー局の認可企業で、かつ各々の機関からの推薦状のある役員、従業員<タイ全国>
2. 払込資本又は資産額（固定資産を除く ※2015年3月より）が3,000万 THB 以上の企業の役員、従業員（職種に限定有り）<バンコク都内及びバンコク近郊>
3. 外国法人の駐在員事務所、地域統括事務所、地域統括本部<タイ全国>、支店の駐在員<バンコク都内>
4. 外国報道機関の特派員<タイ全国>
5. タイ国官公庁の推薦のある、定められた業種の法人の役員、従業員<バンコク都内>
6. 200万 THB 以上の投資者<バンコク都内>
7. その他

申請のための必要書類は通常の申請方法と同様です。各申請は申請者本人の出頭が原則です。